

ジェネラル・オブザベーションに対する日本政府報告

我が国において、現下の経済危機に際して実施された又は予定されている、全ての賃金に関する政策的措置は、以下のとおりである。

(i) 最低賃金額の再調整について

1. 我が国における最低賃金等の決定方法について

(1) 最低賃金

最低賃金額については、毎年、厚生労働省に設置される中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ、各都道府県労働局に設置される地方最低賃金審議会の調査審議を経て各都道府県における最低賃金額を改定している。

(2) 最低工賃

最低工賃については、家内労働法（昭和45年法律第60号）第8条の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができることとされている。

また、その額を決定するに当たっては、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単価ごとに決定することになっている。

平成22年7月1日現在、各都道府県労働局において決定されている最低工賃件数は、129件である。

2. 最新の最低賃金の決定金額について

平成21年度の最低賃金額の改定は、地域の実情を踏まえた審議が行われた結果、最近の経済危機にも関わらず、全国加重平均で10円の引上げ（最低賃金額は全国加重平均で713円）となった。

最低賃金が生活保護より下回らない水準となるよう配慮するという2008年の最低賃金法の改正の趣旨を踏まえ、政労使と有識者で構成される「成長力底上げ戦略推進円卓会議」における2008年6月の合意（中小

企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本的な方針についての政労使の合意)にも配意し、現下の厳しい雇用・経済状況も考慮した調査審議がなされた結果と認識している。

3. 現下の経済危機に際して実施された又は予定されている政策的措置について

2010年6月3日に開催された雇用戦略対話(政労使トップと有識者で構成)では、最低賃金引上げについて、以下の合意がなされた。

(1)「2020年までの目標」の設定について

○目標案としては、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が考えられる。

○なお、上記目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっている。

(2) 目標達成に向けての当面の取組について

○「2020年までの目標」達成に向けた当面の取組としては、2008年の「円卓合意」を踏まえ、最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体となって取り組むことが考えられる。

(3) 弾力的対応について

○「2020年までの目標」の設定や当面の取組みを進める場合も、経済・雇用情勢や経済成長・生産性動向を踏まえ、3年後に必要な検証を行うなど「弾力的な対応」が必要と考えられる。

(4) 中小企業に対する支援等について

○円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援や非正規労働者等の職業能力育成などの取組を講じることを検討すべきである。

○官公庁の公契約においても、最低賃金の引上げを考慮し、民間に発注がなされるべきである。

今年度の中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)では、上記合意を踏まえ、本年度の引上げ額の目安の全国加重平均は15円となった。

現在、この目安を参考にして、地方最低賃金審議会(都道府県労働局長の諮問機関)において、本年度の改定額が審議されている。(※1)

(※1)仮にこの目安のとおり最低賃金の引上げが行われた場合、平成22年度地域別最低賃金額の全国加重平均は728円(平成21年度713円)となる。

(ii) 賃金遅配の蔓延化の防止について

景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、会社都合による解雇に関連し解雇予告がされていないなど、法定労働条件が守られていないといった申告・相談が増加しており、経済危機前の2007年には29,504件であった賃金不払に関する申告・相談の件数は、経済危機の起こった2008年では、32,240件に増加した。

厳しい経済情勢下においても、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていく必要があることから、賃金の確実な支払等についての内容を記載した「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」パンフレットを作成し、事業主等に幅広く配布した。

また、賃金の確実な支払を含む法定労働条件の履行確保を図るための的確な監督指導等を行うとともに、申告・相談がなされた場合には、申告・相談者が置かれている状況に意を払い、その解決のため迅速かつ的確な対応を行ってきた。

加えて、万一企業倒産、事業場閉鎖等が起こった場合であっても、賃金不払等の事態が起こらないようにするため、賃金・退職金の支払、社内預金の保全等についても、早い段階からの的確な対応を行ってきた。

(iii) 破産及び倒産手続き上の労働者の債権の保護について

企業倒産に伴い、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対しては、未払賃金の一部を国が事業主に代わって支払うという未払賃金の立替払制度を実施しており、労働者とその家族の生活の安定を図る国のセーフティネットとして有効に機能している。

1976年に当該制度を創設して以来、厳しい経済情勢下においても、制度の迅速かつ適正な処理に努めており、特に2009年度においては、経済情勢の悪化により急増する請求に対応するため、制度に必要な原資を確保するなどの所要の財政措置を講じ、支給者数67,774人(対前年度比24.5%増)に対して333億9,100万円(対前年度比34.5%増)を立替払した。

(iv) 公共事業に重点を置いた(景気)刺激策)における労働条項の包摂 特段の措置は行っていない。